

聖徳大学

目 次

I	認証評価結果	2-(7)-3
II	基準ごとの評価	2-(7)-4
	基準1 大学の目的	2-(7)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(7)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(7)-10
	基準4 学生の受入	2-(7)-14
	基準5 教育内容及び方法	2-(7)-18
	基準6 教育の成果	2-(7)-29
	基準7 学生支援等	2-(7)-31
	基準8 施設・設備	2-(7)-35
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(7)-37
	基準10 財務	2-(7)-40
	基準11 管理運営	2-(7)-43
<参 考>		2-(7)-47
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(7)-49
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(7)-50
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(7)-51
iv	自己評価書等	2-(7)-56
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(7)-57

I 認証評価結果

聖徳大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 建学の理念である「和」の精神は、大学関係者に広く周知されており、特に、1年次に履修する必修科目の「基礎ゼミ」において、理解を深めている。
- 教員の教育研究等の定期的な評価（「実績振り返り制度」）が行われ、処遇に反映されている。
- 平成21年度に文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマB】学生支援推進プログラム」に採択された「社会の中の「わたし」発見プロジェクト～時事問題を通して～」においては、時事問題を立体的に理解できるよう配慮しており、学生の社会人・市民としての社会的責任の自覚を高め、就職等のミスマッチを防ぎ、人間関係における耐性を形成している。
- 幼稚園、保育所への就職者が極めて多い。
- 児童学部のピアノ練習室には240台のピアノを設置し、極めて有効に活用されている。
- キャリア支援室の体制を整備し、学生の志望するキャリアの特性を活かして支援を充実させている。
- 1・2年次生で自宅と親戚宅以外から通学する者の入寮を可能とする学生寮を完備している。
- 学習支援機能を重視した図書館の整備を行い、学生によって活用されている。
- 毎年度末、全教員に対して「学園長へのレター」の提出が求められ、自己の教育改善の報告とともに、組織的なレベルでの対応が必要な提案も行われており、それらについては学長より随時学部長・学科長会や教授会に報告・提案されている。
- 専任教員に年2回の授業参観を義務付け、「一般公開授業報告書」を作成する過程を通して、教育指導方法の改善が行われている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程の一部の学部及び大学院課程の多くの研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の目的は、学則第1条において、「聖徳太子の「和」の精神を建学の理念として、教育基本法及び学校教育法に則り、学術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させて、円満な人格を具えた社会人・家庭人としてのよき女性の育成を目的とする」と定められている。

また、「自律と自立で人間を育てること」を教育理念とし、ウェブサイトや学生便覧等に明示している。

児童学部（児童学科）、人文学部（社会福祉学科、心理学科、生涯教育文化学科、女性キャリア学科、英米文化学科、日本文化学科）、人間栄養学部（人間栄養学科）、音楽学部（演奏学科、音楽総合学科）の4学部10学科を設置し、学則第1条の2において、学部・学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が定められている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は、大学院学則第1条において、「本学大学院は、建学の精神に則り学術の理論及び応用を教授研究し、広い視野に立って精深な学識と研究能力を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする」と定められている。

この目的の下、大学院は、児童学研究科（児童学専攻）、臨床心理学研究科（臨床心理学専攻）、言語文化研究科（日本文化専攻、英米文化専攻）、人間栄養学研究科（人間栄養学専攻）、音楽文化研究科（音楽表現専攻、音楽教育専攻、音楽専攻）、専門職大学院である教職研究科（教職実践専攻）の6研究科9専攻で構成されている。

各研究科・専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、大学院学則第1条の2に定められている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

大学、大学院等の目的は、入学時に配付している学生便覧、大学院学生便覧に記載されており、オリエンテーションで説明されている。

学生便覧、大学院学生便覧は非常勤教員を含む全教職員に配付され、周知を図っている。さらに、建学の理念については、1年次に履修する必修科目の「基礎ゼミ」において、理解を深めている。

大学、大学院等の目的は、ウェブサイトにおいても公表され、さらに、『総合案内』に学長のメッセージとして掲載し、関東地方を中心とした高等学校及び求人先（学校園・施設・企業等）に配布している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 建学の理念である「和」の精神は、大学関係者に広く周知されており、特に、1年次に履修する必修科目の「基礎ゼミ」において、理解を深めている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

平成2年に児童学科、日本文化学科、英米文化学科からなる人文学部1学部で開学した後、円満な人格を具えた社会人・家庭人としてのよき女性の育成という大学の目的を達成するために改組拡充し、現在では4学部10学科で構成されている。

各学部・学科の概要は以下のとおりである。

児童学部

児童学科：即戦力となる幼稚園教諭、小学校教諭、保育士を養成。目的や関心にあわせて5つのコースから選択。

人文学部

社会福祉学科：多様な福祉ニーズに対応する実践的なプログラムで社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、養護教諭を養成。

心理学科：心理学の基礎となる様々な理論や技法を学び、人間関係力に長けた、聡明で人間性豊かな女性を養成。

生涯教育文化学科：生涯教育を提供する方法を学び、実践しながら、社会の中で主体的に働くことのできる力を身に付ける。

女性キャリア学科：インターンシップや、企業で活かせる学びを通じて、世の中を生き抜く知恵を身に付けた、自立した女性を目指す。

英米文化学科：少人数教育や語学留学・海外研修で英語を使いこなす力をつけながら、幅広く英米の文化を学ぶ。

日本文化学科：専門性の高い4つのコースを設け、日本文化を多様な視点から学ぶ。

人間栄養学部

人間栄養学科：人間性豊かで質の高い管理栄養士を目指すカリキュラム。充実した教育システムで管理栄養士国家試験の合格へ導く。

音楽学部

演奏学科：学生一人一人を丁寧に指導し、演奏や舞台表現を学ぶ。

音楽総合学科：音楽創作や音楽教育、音楽療法など、現代社会が求める職業的音楽能力を身に付ける。

なお、児童学部児童学科並びに人文学部社会福祉学科、心理学科、英米文化学科及び日本文化学科では、通信教育課程を併設している。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判

断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

学部教育を全学共通科目、専門教育科目に分け、前者は聖徳教育科目、教養科目、外国語科目、健康教育科目、情報活用科目から構成されており、教務委員会が、教員から提出された授業計画に基づいて各期に開講する教養科目の選定・調整を行っている。特に、情報活用科目については、学生の自習環境を支援する学内LANについても責任を持つ情報教育委員会を設置し、運営している。

全学共通科目は30単位以上（通信教育課程では18～26単位以上）の修得を卒業要件としており、学部教育において明確に位置付けられている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院は、学士課程と連携し、すべて博士前期課程、後期課程からなる5研究科で構成されていたが、平成21年に専門職大学院である教職研究科を開設し、6研究科9専攻の体制となっている。

各研究科の概要は以下のとおりである。

児童学研究科（児童学専攻〔博士前期課程、博士後期課程〕）：多面性と全体性を併せもつ子どもを総合的に捉え、子どもに豊かな生活環境や社会を作っていくことに意欲的な専門職業人と研究者を養成。

臨床心理学研究科（臨床心理学専攻〔博士前期課程、博士後期課程〕）：豊富な専門科目と臨床実習、研究指導で実践力の高い心の専門家と指導者を養成。

言語文化研究科（日本文化専攻、英米文化専攻〔博士前期課程、博士後期課程〕）：人類が長い歴史の中で築いてきた言語と文化を、伝統的な手法と学際的な視点から研究。日本と世界の発展に寄与できる教育者、研究者、専門的職業人を養成。

人間栄養学研究科（人間栄養学専攻〔博士前期課程、博士後期課程〕）：高度な栄養学知識をはじめ、心と体と社会に対する深い洞察力を身に付けた、社会に役立つ専門家と研究者を育成。

音楽文化研究科（音楽表現専攻、音楽教育専攻〔博士前期課程〕、音楽専攻〔博士後期課程〕）：社会へ貢献し、社会からの支援を受けて育つ文化としての音楽を考究し、人の生活を豊かにできる演奏家、指導者、研究者を養成。

教職研究科（教職実践専攻〔専門職学位課程〕）：子どもと地域に根ざした幼児教育と児童教育の実践的力量をさらに高め、指導的地位に立ち得る有能な人材を育成。

なお、児童学研究科（児童学専攻〔博士前期課程、博士後期課程〕）では、通信教育課程を併設している。

また、児童学研究所、心理教育相談所、言語文化研究所、生涯学習研究所を、より高度な研究と実践の拠点として設置し、研究活動を側面から支援している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

当該大学には、附属の幼稚園（4園）、小学校（1校）、中学校（2校）、高等学校（2校）があり、教育実習等の場としての役割を果たしている。

そのほかに、以下の研究所、センター等の組織を設置している。

- ・児童学研究所、言語文化研究所、生涯学習研究所
- ・情報処理教育センター、心理教育相談所
- ・聖徳大学オープン・アカデミー

各組織は、当該大学の教育研究において、それぞれの役割を担っている。なかでも、心理教育相談所は臨床心理学研究科の学内実習施設となっている。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

大学の教育活動に関わる重要事項は、学長、副学長、各学部長、各学科長等により構成される学部長・学科長会に学長から諮問され、その答申の内容に応じて、学長、副学長、専任教授により構成される教授会、又は、全教員からなる全体教員会で審議され、それらにおける決定事項は、各学部・学科の教員会等で報告、周知されている。

教授会の下に 18 の委員会を設け、それぞれの所管事項を遂行しており、その活動状況及び提言は逐次教授会等に報告されている。また、各学部・学科の教員会における検討の結果も同様に教授会等に報告されている。

大学院の教育活動に関わる重要事項は、研究科長、研究科専攻主任、授業を担当する専任教員により構成される各研究科の研究科委員会において審議され、その結果は、学長、副学長、研究科長、専攻主任等で組織する大学院委員会に報告され、審議、決定されている。

教授会、大学院委員会とも原則月 1 回開催されており、審議の実質化が図られているとともに、議長、委員長を学長が務め、責任ある体制となっている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数ので会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

当該大学の教育課程の内容、その他教務に関する重要事項を審議するため、教務委員会が設置されており、その役割や構成は教務委員会規程に明文化されている。

教務委員会は各学科の代表と、事務局長、事務局次長、学生部長、学生部次長、教務課長から組織されており、ファカルティとスタッフの連携が図られている。

平成 22 年度は 10 回開催され、諸課題の対応に当たっている。

大学院については、研究科長、研究科専攻主任、授業を担当する専任教員により構成される各研究科の研究科委員会において当該事項を所掌している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が

行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織の基本構成は、学則及び大学院学則に定める学部・学科、研究科・専攻、研究所となっており、それぞれの管理運営責任者として、学部長、学科長、学科長補佐、研究科長、専攻主任、研究所長を学長が任命し、教員会等の開催、教育研究活動の統括等の運営に当たらせている。また、大学、大学院の運営に関する重要事項の審議及び連絡調整を行うため、学部長・学科長会、大学院委員会が置かれている。

これらの教員組織とは別に、教員は、研究分野ごとに43の研究室（短期大学の教員も参加、短期大学部教員のみ2研究室は除く）に所属し、研究室には主任（教授）を置き、共同研究やファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動を立案し実施している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準及び大学通信教育設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。なお、児童学部及び人文学部については、通信教育に必要な教員数を含んでいる。

- ・ 児童学部：専任65人（うち教授41人）、非常勤167人
- ・ 人文学部：専任82人（うち教授46人）、非常勤154人
- ・ 人間栄養学部：専任32人（うち教授19人）、非常勤26人
- ・ 音楽学部：専任33人（うち教授21人）、非常勤124人
- ・ 言語文化研究所：専任1人（うち教授1人）、非常勤0人

主要授業科目（専門科目のうち必修となっている科目）には、大学全体では88.4%に専任の教授、准教授、又は専任講師を配置している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認められる授業科目には、原則として専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。なお、児童学研究科の博士前期課程及び博士後期課程については、通信教育に必要な教員数を含んでいる。

〔博士前期課程〕

- ・ 児童学研究科：研究指導教員 22 人（うち教授 22 人）、研究指導補助教員 8 人
- ・ 臨床心理学研究科：研究指導教員 10 人（うち教授 10 人）、研究指導補助教員 4 人
- ・ 言語文化研究科：研究指導教員 12 人（うち教授 11 人）、研究指導補助教員 8 人
- ・ 人間栄養学研究科：研究指導教員 14 人（うち教授 14 人）、研究指導補助教員 3 人
- ・ 音楽文化研究科：研究指導教員 22 人（うち教授 21 人）、研究指導補助教員 4 人

〔博士後期課程〕

- ・ 児童学研究科：研究指導教員 11 人（うち教授 11 人）、研究指導補助教員 1 人
- ・ 臨床心理学研究科：研究指導教員 3 人（うち教授 3 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・ 言語文化研究科：研究指導教員 6 人（うち教授 6 人）、研究指導補助教員 4 人
- ・ 人間栄養学研究科：研究指導教員 11 人（うち教授 11 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 音楽文化研究科：研究指導教員 11 人（うち教授 11 人）、研究指導補助教員 10 人

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 教職研究科：18 人（うち教授 13 人、実務家教員 8 人）

このことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

全教員のほぼ半数が女性であり、特に助手を中心に女性教員の比率が高く、男女共同参画に配慮されている。

しかし、専任教員の年齢構成については、再雇用等により 65 歳を超える教員が約 2 割を占め、年齢分布に偏りがみられる。

外国人教員は、児童学部児童学科に 1 人、人文学部日本文化学科に 2 人、同英米文化学科に 3 人配置している。

助手には任期制を適用している。

なお、当該大学では、毎年の創立記念日（4 月 27 日）に、教育研究、社会貢献において顕著な業績を挙げたと評価された教員（グループも含む）の表彰を行い、教員の意欲を引き出す工夫がなされている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用・昇格については、学長、副学長、学部長等により構成される人事委員会が、各学部長からの提案に基づいて、教員選考基準、教員選考基準細則及び大学院担当教員選考基準に則って審議し、候補者を選考して、その結果を学部長・学科長会に諮り、その議を経て、人事委員会委員長である学長が理事長に内申することとしている。

選考基準、同細則は基準が数値化、可視化されており、学士課程の教育上の指導能力については、学部長の提案における担当科目に関する教育実績の記述によって評価し、大学院課程の研究指導能力については、担当の認定時の教育研究実績を基に評価している。

また、専任教員採用時には学長及び副学長、兼任教員採用時には副学長による面接を行っている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教育、研究、管理運営実績等を自己申告する「実績振り返り制度」を実施している。

この制度は、「高等教育の源泉となる研究・教育の実績に関して定期的に振り返る機会を設けることで、これまで以上に強くそれらを意識し、さらに優れた実績を目指しての自発的努力を促す」ことを目的とし、前年の4月から当年の3月を「実績振り返り」対象期間として、教育、研究、管理運営に関して所定の様式に従って自己申告した実績を学部長、学科長、研究科長等の所属長が確認を行い、基準に基づいてデータ化され係数化されたのち、昇給や賞与等の処遇に反映される仕組みとなっている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員の教育内容と研究活動の関連については、採用・昇格時に教員選考基準細則及び大学院担当教員選考基準により検証されている。

担当教員個人の授業に関連する研究成果（教科書等を含む）が、大学紀要のほか、国内外の学会誌、あるいは著作において発表されている。

各教員の教育・研究業績、担当科目等については、ウェブサイト（教員紹介）に掲載されている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

当該大学では、教育支援者として関連部署に事務職員 88 人、医療系職員 1 人、教務系職員（副手） 8 人を配置し、教育支援業務を行っている。このほかに、事務系 19 人、技術系 1 人の非常勤職員を雇用している。

毎年延べ 30 人前後の博士前期課程、後期課程の学生が、主に学士課程の授業において、TAとして補

助する役割を担っている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員の教育研究等の定期的な評価（「実績振り返り制度」）が行われ、処遇に反映されている。

【改善を要する点】

- 専任教員の年齢分布に偏りがみられる。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

学士課程については、求める学生像を「聖徳大学では、本学の教育理念を理解し、本学における学修を通して、礼節や広い見識と創造性を育み、さまざまな課題を解決するために、自ら考えて行動する意欲を持った女性を求めている。」と大学として定め、その趣旨に基づき学科ごとに、教育目的に従った入学者選抜の基本方針に関心、資質、学習の目的について具体的に定めている。

大学院課程（博士前期課程、博士後期課程及び専門職学位課程）については、求める学生像を「建学の理念を理解するとともに、大学院での学修・研究に必要な専門知識、研究能力および意欲を有し、かつ各研究科が要求する資質・態度を有する者を入学させる。」とし、入学者選抜の基本方針は、その特性や専門性に基づき専攻ごとに定めている。

アドミッション・ポリシーは、入試説明会やオープンキャンパス等で説明され、『総合案内』、入試要項に記載し、配布されている。また、ウェブサイトにも掲載し、広く社会に公表されている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

様々な能力を有する学生を募集するため、多様な入学者選抜を行っている。

学士課程では、AO入試、公募推薦入試、指定校推薦入試、自己推薦入試、エリア特別推薦入試、特別奨学生入試、地元密着特別奨学入試、全学全学科統一入試、センター試験入試、一般入試をそれぞれ複数日程で行っている。

「AO入試」は、AO入試研究センターにより、当該大学の教育システムに適合するAO入試の開発・改善が図られている。「エリア特別推薦入試」は、1・2年次生で自宅と親戚宅以外から通学する者の学生寮への入寮を義務付けていることと連携しており、入寮を希望している受験生を対象に実施している。

入学願書に「本学を志望した動機や学科（コース）を選んだ理由、及び志望する将来の職種とその理由」の記述を求め、その記載内容を面談等で確認を行うなど、入学者受入方針に基づいた選抜に努めている。

また、複数の選抜試験において「作文」を実施しているところに特徴がある。

大学院課程では一般入試の日程を3回、専門職学位課程では4回設け、受験機会を確保している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能し

ていると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

当該大学では、留学生、帰国子女、社会人、編入学生に関するアドミッション・ポリシーは一般学生と同一であるが、それぞれに対して固有の選抜制度を設けている。

学士課程においては、すべての学部・学科で私費留学生特別入試、帰国子女特別入試、及び社会人特別入試を実施しており、さらに3学部8学科で、3年次編入学試験を実施している。

大学院課程においては、博士前期課程ではすべての研究科において、社会人特別入試と私費留学生特別入試、博士後期課程ではすべての研究科で、社会人入試を実施している。

専門職学位課程では社会人特別入試に加え、現職教員特別入試を実施し、当該課程のリカレント教育にふさわしい学生の募集を図っている。

大学院課程の入試は、一般入試を含め3～5回実施され、すべて土・日・祝日に入試日を設定しており、受験生に配慮されている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入試・学生募集対策検討委員会が入学者選抜の実施計画、問題作成、実施方法、採点基準、選抜方法の改善等について審議し、方針を定めている。この委員会は、副学長、学部長、科長から推薦された教員のほか、事務局長、事務局次長、学生部長、学生部次長、入学センター長、入学センター次長、入学センター課長、教務課長等で構成されており、審議・決定事項は委員会の構成員を通じて学内関係者に周知されている。

入学者選抜の実施体制については、入試・学生募集対策検討委員会の規程に基づき、委員長（副学長）を本部長とする入試実施本部が設置され、試験実施全般を統括している。入試当日は、入試問題の出題関係については、各科目の出題者が、問題内容と模範解答のチェックを担当し、入試問題の採点関係については、各科目の採点者（出題者含む）が答案の採点を担当している。また、AO入試の面談を実施する際に、事前に面談についての研修会を実施している。

学部入学試験の合否判定は、通学課程では、学部長ないしは学科長が、入学センター作成の判定資料に基づいて、判定原案を作成し、学部長・学科長会の協議を経た上で、教授会において合格者を決定している。通信教育課程では、通信教育部が作成した判定資料に基づいて、通信教育部長が判定原案を作成し、通信教育部運営委員会において合格者を決定している。

大学院入学試験の合否判定は、各研究科長が判定原案を作成し、大学院委員会において合格者を決定している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

学士課程については、入学センターの調査・分析ワーキンググループにおいて、受験生の動向や入学者選抜試験の結果について毎年調査・分析を行い、その報告書を入試・学生募集対策検討委員会に提出し、

全学的な検証に役立っている。

また、AO入試については、受験生の動向や入学者選抜試験の結果を分析しているほか、AO入試研究センターによる追跡調査が実施されている。

各学部・学科は、これらの調査結果を活用し、アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学しているかどうかの検証を継続的に行い、入試内容や募集単位の変更、AO入試の改善等に役立っている。

大学院課程・専門職学位課程については、各研究科の判定会議等において、入学者選抜試験の結果に基づき、試験問題の難易度、判定基準等の検証を行い、試験問題や口述試験の質の向上、選抜要項の改訂等に役立っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成19～23年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。(ただし、平成20年4月に設置された児童学部、児童学部(通信教育)、音楽学部については、平成20～23年度の4年分、平成20年4月から開始した児童学部(通信教育：3年次編入)については、平成20～23年度の4年分、平成22年4月に設置された人間栄養学部については、平成22～23年度の2年分、平成22年4月から開始した児童学部(3年次編入)、音楽学部(3年次編入)については、平成22～23年度の2年分、また、平成21年4月に設置された教職研究科(専門職学位課程)については、平成21～23年度の3年分。)

[学士課程]

- ・ 児童学部：0.86倍
- ・ 児童学部(3年次編入)：1.04倍
- ・ 児童学部(通信教育)：0.07倍
- ・ 児童学部(通信教育：3年次編入)：3.47倍
- ・ 人文学部：0.66倍
- ・ 人文学部(3年次編入)：0.59倍
- ・ 人文学部(通信教育)：0.42倍
- ・ 人文学部(通信教育：3年次編入)：2.06倍
- ・ 人間栄養学部：1.18倍
- ・ 音楽学部：0.76倍
- ・ 音楽学部(3年次編入)：0.60倍

[博士前期課程]

- ・ 児童学研究科：0.22倍
- ・ 児童学研究科(通信教育)：0.29倍
- ・ 臨床心理学研究科：0.84倍
- ・ 言語文化研究科：0.21倍
- ・ 人間栄養学研究科：0.34倍
- ・ 音楽文化研究科：0.96倍

[博士後期課程]

- ・ 児童学研究科：0.24倍

- ・ 児童学研究科（通信教育）：0.12 倍
- ・ 臨床心理学研究科：0.04 倍
- ・ 言語文化研究科：0.16 倍
- ・ 人間栄養学研究科：0.26 倍
- ・ 音楽文化研究科：0.40 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 教職研究科：0.37 倍

学士課程については、児童学部（通信教育）、人文学部、人文学部（3年次編入）、人文学部（通信教育）、音楽学部（3年次編入）の入学定員充足率が低く、また、博士前期課程については、臨床心理学研究科、音楽文化研究科を除き入学定員充足率が低く、博士後期課程については、いずれの研究科も入学定員充足率が低い。専門職学位課程についても入学定員充足率が低い。一方、児童学部及び人文学部の通信教育（3年次編入）については入学定員超過率が高い。

学士課程の一部の学科の入学定員充足率が著しく低くなっている。例えば、人文学部英米文化学科 0.41 倍、女性キャリア学科 0.46 倍、心理学科 0.56 倍、生涯教育文化学科 0.33 倍、音楽学部演奏学科 0.65 倍である。しかし、平成 22 年度に、学士課程全体（3年次編入、通信教育を除く。）で入学定員を約 25%削減した結果、平成 22～23 年度の 2 年分では、人文学部英米文化学科 0.67 倍、女性キャリア学科 0.73 倍、心理学科 0.72 倍、生涯教育文化学科 0.45 倍、音楽学部演奏学科 0.55 倍と一部を除き改善しており、入学者数も全体では定員削減以前の水準を上回っている。

また、児童学研究科（通信教育：博士前期課程）では、平成 24 年度より入学定員の削減（50%）を決定している。

そのほか、全体的な取組として、超過率が高い場合は、入学試験の厳格化、充足率が低い場合は、入学センターを中心とする広報活動内容の充実・強化、奨学入試の拡充、新たなコースの設置等が進められている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は学士課程の一部の学部、大学院課程の多くの研究科において、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い状況にあるものの、適正化に向けた取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 学士課程の一部の学部及び大学院課程の多くの研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

当該大学では、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を「教育目標を実現するために、すべての学生に提供する「全学共通科目」と各学部学科の「専門教育科目」の二つを大きな柱としている。全学共通科目では、多彩な領域と礼節を学び、専門性にとらわれない幅広い視野と豊かな人格形成の基本を育成するカリキュラム、専門教育科目では、それぞれの学部学科の教育目標に合わせ、理論と実践を体系的に学ぶ段階的カリキュラムを編成している。」と定め、ウェブサイトや学生便覧に掲載し、学内外に周知を図っている。

この方針に基づき、各授業科目が配置され、全学共通科目30単位以上、専門教育科目94～105単位以上の修得を卒業要件としている。

全学共通科目は、聖徳教育科目、教養科目、外国語科目、健康教育科目、情報活用科目から成っている。聖徳教育科目の内容は、「基礎ゼミⅠ、Ⅱ」、「特別ゼミ」、学外研修、シリーズコンサート、映画鑑賞会、海外研修等であり、これらは学生が「和」の精神をはぐくむ場となっている。教養科目は、幅広い教養を身に付けることができるようA～Hの8群で構成され、1年次後期から各期42講座程度を開講している。B群の「礼法基礎講座」は卒業に当たっての必修科目とされ、外国語科目と合わせて20単位以上選択履修

することとしている。

専門教育科目では、リーダーに求められる専門の知識や技能等、資質向上のための教育はもとより、自立するための資質を養うことに注力している。そのため免許・資格を取得することを最終目的とせず、実践的な教育を通じて、社会に出てから使える知識、使える技術を修得できるよう配慮している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズや社会からの要請への対応の一環として、各種英語検定の結果により、単位認定を行っている。例えば、TOEFLペーパーで608点以上を取得すると、8単位を認定している。また、千葉県私立大学及び放送大学間の単位互換協定を締結し、活用を促している。さらに、海外12大学と交流協定を締結し、留学中の学修に対して単位が認定される仕組みとなっている。

平成21年度に文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマB】学生支援推進プログラム」に採択された「社会の中の「わたし」発見プロジェクト～時事問題を通して～」においては、講義・講演、学生記者、ディベート大会、時事サロンの設置の4つのステップをリンクさせながら、時事問題を立体的に理解できるよう配慮しており、学生の社会人・市民としての社会的責任の自覚を高め、就職等のミスマッチを防ぎ、人間関係における耐性の形成を目指す教育を実施している。

インターンシップも全学共通科目、及び女性キャリア学科の専門科目として配置し、単位認定を促進している。

授業科目に研究成果や学術の発展動向が適宜反映されており、具体例として「小児栄養Ⅰ～Ⅱ」や「児童学の社会学的基礎Ⅱ」等が挙げられる。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学では、各年次において履修登録できる単位数を原則として40単位を上限とし、進級基準も、1年次から2年次は21単位以上、2年次から3年次は50単位以上、3年次から4年次は90単位以上の修得を義務付けている。さらに、成績評価にGPA（Grade Point Average）を導入し、一定水準以上の評価を受けている学生に対しては、教員免許及び各種資格の取得に関して、履修上の便宜を与えている。

通信教育の単位計算の方法は、45時間の学習量をもって1単位の標準とするが、印刷教材による授業については、原則として教科書はA5判60ページ、教科書に添付する学習指導書はA5判40ページの学習をもって1単位とすることを基準としている。また、レポート課題をシラバスに掲載しており、レポートの作成方法と併せて指導している。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

全学共通科目では、通常の講義形態の科目に加えて、「英語」、「情報活用」（以上、演習）、「体育」（講

義及び実技) の授業を展開している。

各学科の専門教育でも教育効果を上げるため、特性に応じて演習や実習を組み合わせている。例えば、人文学部女性キャリア学科では、フィールドワーク科目 23 単位を必修としている。

ゼミは、基礎ゼミ、3年次ゼミさらに卒業ゼミを開講し、少人数教育が系統的に行われている。また、教職科目など諸資格取得のための授業科目は多様な開講形式がとられている。

学士課程全体では、講義科目 55.0%、演習科目 38.6%、実験・実習科目 6.1%、その他の科目 0.3%となっている。

通信教育課程では、全学共通科目で、通常の講義形式の科目に加えて、面接授業（スクーリング）科目として「英語」や「情報活用」、併用科目として「体育講義・体育実技（体育）」の授業を展開している。各学科の専門教育科目では、免許・資格取得のための科目も数多く開設されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

学士課程では、学生が履修計画を作成し、履修の進捗状況を把握するために、すべての授業科目について、統一された様式による「授業計画」（シラバス）が作成されている。様式には授業名、サブタイトル、履修条件、出席要件、担当教員名、オフィスアワー、授業の目標、授業の内容、授業計画、教科書、評価の要点、総合評価の割合、履修上の注意事項や学習上の助言が掲載されている。

シラバスは冊子体で全学生（全学共通科目及び該当学科の専門科目）及び教員（全学共通科目及び該当学科の専門科目）に配付され、ウェブサイトでも閲覧が可能である。

シラバスの活用状況は、ほぼ全員から回答を得ている「卒業生の意識調査」によれば、授業内容を理解する上で役に立っているとする割合が、半数以上を占めている。

なお、通信教育課程でも、シラバスを作成し全学生に配付している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

学生に対して、各種のガイダンスで授業のための予習や復習等の自主学習の必要性について説明している。

入学時には必ずしも十分ではない学習の基本姿勢や科学的・理論的なものの考え方を身に付けるために、「基礎ゼミⅠ、Ⅱ」を設定している。

人間栄養学部では、化学、生物の授業を能力別で行い、入学時のオリエンテーションの日に実施した基礎学力アセスメント（生物、国語、数学、化学）の結果により3クラスに分けている。

通信教育課程では、年間3回、学習ガイダンスを開催し、レポート作成の指導・助言を教員が実施し、基礎学力の涵養を図っている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

夜間主コースの授業時間は、月曜日から金曜日の18時から21時10分まで及び土曜日に設定されている。授業時間等を確保するために長期休業中に集中講義を開講し、学期末の定期試験の際には、昼間主の科目を履修している夜間主学生のために、授業の曜日と試験の曜日が異ならないように時間割の編成を行ない、また試験日については、仕事と両立しやすくするため、速やかに通知するように配慮している。

また、どの昼間授業にも夜間主学生の入受を可能としており、さらに、専任教員は、学期当り夜間の授業科目を1つ以上担当するようにしている。

川並記念図書館は21時30分まで開館し、夜間主の学生も授業の前後に利用できる。また、ピアノ練習室も、21時50分まで開放し、授業終了後に利用できるように配慮している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

印刷教材等による授業では、配付された教科書を中心に自宅等で学習する形態をとっており、レポートの成績と科目終了試験の成績の2つによって判定している。レポートの合格がないと科目終了試験を受験することはできないこととなっており、添削指導等によりレポートの完成度を高める取組がなされている。

面接授業を重視しており、担当教員から直接指導を受ける機会であることはもちろん、他の学生とともに学び、ともに語り合う機会と位置付けている。面接授業の実施は夏と春の2期で、一部は12月にも実施され、スクーリング試験に合格することにより、単位を修得する。なお、一部科目についてはエリア（学外）スクーリングが実施される。

質問票を随時受け付けているほか、月刊の行事日程や学生への指示、連絡事項、学習指導等を掲載した「聖徳通信」を毎月発行し、教育効果が上がるよう配慮している。

これらのことから、通信教育を行う課程において印刷教材等による授業と面接授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われていると判断する。

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

学則第37条において「授業科目の履修を終え、その試験に合格した者には所定の単位を与える」と定め、第38条において「前条第1項の試験方法は、筆記試験・口頭試験・実技試験・レポート等により、成績は100点を持って満点とし、60点以上を合格とする。」と定めている。

さらに、試験及び成績評価に関する規程を制定し、学生便覧に掲載して周知を図っている。

シラバスにおいても、評価の要点や総合評価の割合を明示しており、個々の教員による成績評価は、事務的な点検を経て、教授会の確認に基づいて確定されている。

また、学則において、卒業に必要な単位数等を明示した卒業認定基準を定め、学生便覧に掲載し周知を図るとともに、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を「聖徳大学は、聖徳太子の「和」の精神を建学の理念とし、円満な人格を備え、広い見識と専門性、創造性を有する「実践力のある女性」の育成とい

う教育目標を掲げ、これを具現化することを意図したカリキュラム（教育課程）編成をしている。このカリキュラムにおいては、厳格な成績評価を行い、所定の単位を修め、実現力・実践力・人間力を備えた学生に卒業を認定し、学位を授与する。」と定め、これに基づき教授会において卒業認定がなされている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価は、教務委員会がチェック基準に基づき確認し、例えば、1科目についてS及びAが50%を超えている場合には文書によって説明を求めるなど、厳正な成績評価を行っている。

また、教員に、担当科目中の主たるもの一科目（大学院課程及び専門職学位課程の科目を含む）についての成績評価報告書の提出を義務付け、教員自らが成績評価の在り方について検証する仕組みとなっている。

学生は、成績評価に対して、異議がある場合には、所定の書式を用いて教務課に申し出ることができる。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学院課程はその目的に従って、「聖徳大学大学院は、建学の理念「和」に基づく高い倫理観と協調性を有するとともに、深い専門性と豊かな独創性をもって学術の進歩、社会の発展に貢献できる研究者・教育者・高度専門職業人の育成を目的としており、専門分野における先端的知識、優れた研究能力、高潔な人格を備えた者に学位を授与する。」を学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げている。

また、「大学院における教育・研究目的を実現するために、理論と実践の調和を図りながら、専門性、学際性、独創的研究能力を涵養・伸長するカリキュラムを編成・実践する。後期課程にあつては、学位論文指導を充実させて国際水準の研究成果を導く。」を教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に掲げ、共通科目、基礎科目、専門科目、必修科目、選択科目等を組み合わせて実践的な教育課程を編成している。

児童学研究科児童学専攻では、児童学コース、心理学コース、保育学コースごとに科目を設定している。臨床心理学研究科臨床心理学専攻では、臨床心理学、臨床心理実習等を必修科目として、心理学研究法、心理学統計法、発達心理学、認知心理学等を選択必修科目としている。言語文化研究科では、2専攻とも比較文化、現代文化、専攻する文化、文学、言語を領域として科目を設定している。人間栄養学研究科人間栄養学専攻では、食文化、栄養学史等を必修科目として、栄養食料政策、食物科学等を選択必修科目としている。音楽文化研究科音楽表現専攻では、作曲・理論、声楽、器楽の3コースに分かれて科目を設定し、同音楽教育専攻では音楽教育、音楽研究、音楽療法に区別して科目を構成している。

博士前期課程では、学術的研究と社会から求められる実践的な研究に取り組み、博士後期課程では、博士前期課程修了者が専門的領域をさらに深く研究する教育研究環境を整えている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

大学院を構成するいずれの研究領域においても、人間や社会等を対象とし、その理論と実践に関わる研究に取り組んでいる。そのため、研究指導に当たる教員には、児童学、臨床心理学、言語文化、栄養学、音楽文化の各分野に、研究教育はもとより実務や実践経験も豊かな教員を配置している。

各研究科・専攻においては、学界や社会等の要請、それに学生のニーズ等を吟味した上で、教育課程の編成を行っている。

例えば、受験資格の取得希望が多い資格について、それに合わせた授業科目の開設、退職後に大学院での勉学を希望する者へ配慮等の事例が挙げられる。

また、社会人学生への配慮として、松戸キャンパスで開講する通学課程（児童学研究科）の授業を、テレビ会議システムによる双方向授業として三田キャンパスでも実施している。

このほか、食品総合研究所並びに国立健康・栄養研究所と相互連携協定を締結し、平成 24 年度から、大学院生が同研究所に出向き実験等に取り組む一方、同研究所の研究者を客員教授として招き、教育体制の強化を図ることが決められている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

各研究科とも少人数の研究指導体制をとっており、正規の授業時間割以外にも指導教員の指導が受けられるように配慮している。また、通信教育課程についても、面接指導以外にも電子メールその他の指導方法を活用している。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

研究科・専攻によって差異はみられるが、通学制では、講義科目を中心に、演習、実習科目も開設されている。通信教育課程（児童学研究科）は、印刷教材等による授業と面接授業から成り、面接授業は講義ないしは演習形式により行っている。また、いずれについても面接による論文指導も随時行っている。

大学院全体では、講義 68.6%、演習 30.7%、実習 0.7%となっている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

学生が履修計画を作成し、履修の進捗状況を把握するために、博士前期課程のすべての授業科目について、シラバスが作成されている。シラバスは冊子体で全学生及び教員（全学共通科目及び該当学科の専門科目）に配付されている。なお、通信教育課程は、全学生及び通信教育の担当教員にシラバスを配付している。

博士後期課程については、音楽文化研究科を除いてシラバスが作成されていないが、新入生オリエンテーションにおいて、大学院学生便覧に掲載している「大学院博士後期課程学事日程」及び「課程博士の学

位論文作成までの手順」に基づき説明を行い、また、指導教員が直接個別に学生に対して説明している。

これらのことから、博士前期課程については、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているが、博士後期課程については、音楽文化研究科を除いてシラバスが作成されていないと判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

学生の都合に合わせて履修しやすいように全研究科で大学院設置基準第14条の教育方法の特例を適用し昼・夜開講している。同じ授業を昼間と夜間の2回にわたり開講しており、いずれかを選択することができる指導体制をとっている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

通信教育課程においては、教科書を用意して教科指導を行い、また、面接指導の際に履修科目に必要な参考文献等の提示を行い、図書館と連携して各種文献・参考書の貸出を可能にしている。

授業の形態は配付された教科書を中心に自宅等で学習する印刷教材等による授業と、特定の期間に登校して授業を受ける面接授業に大別される。

印刷教材等による授業では自宅等で教科書を中心に学習し、その学習成果をレポートにまとめて教員の添削指導を受け合格した後、科目終了試験を受けて合格して単位を修得する。

面接授業では特定の期間、大学に登校して、科目担当教員から直接授業を受け、スクーリング試験に合格して単位を修得する。面接授業の実施は夏と春の2期で、一部は12月にも実施される。

これらのことから、通信教育を行う課程において印刷教材等による授業と面接授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われていると判断する。

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

指導計画については、新入生オリエンテーションにおいて、「修士の学位論文作成までの手順」及び「課程博士の学位論文作成までの手順」に基づき説明を行い、また、指導教員が直接個別に学生に対して説明している。

少人数制の下、担当教員の連携した研究指導体制を整え、大学院生一人一人が目指す研究テーマをサポートしている。研究指導に当たっては、研究テーマに合わせて複数教員体制をとるとともに、指導教員が研究活動の進み具合をチェックし、必要な指導を行っている。授業形式は講義、演習として、問題解決力や思考力を養うこととしている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

各研究科・専攻とも、研究指導及び論文作成指導のプロセスを明文化し、大学院学生便覧に掲載して学生に周知を図るとともに、それに対応した指導方法をとっている。

指導教員を中心とした個別指導等の定期的な課題研究の運営のほか、研究科・専攻ごとに構想発表会、中間発表会等を開催し、研究と論文作成の進捗状況を適宜点検している。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

大学院学則の定めるところにより試験及び成績評価に関する規程を制定し、試験等の成績評価の方法及び成績評価の基準を定め、「成績評価はS、A、B、C、Dの5段階に分け、C以上を合格として単位を認定し、Dは不合格とする。」として、Dは59点以下と定めている。

また、大学院学則において修了に必要な履修単位数を明示した修了認定基準を定めている。

成績評価基準や修了認定基準は、大学院の規程として制定され、大学院学生便覧に掲載されることで学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が実施されている。また、その実地的な適用方法については、シラバスに明記し、学生に周知を図っている。

個々の教員による成績評価は事務的な点検を経て、各研究科委員会の確認に基づいて確定される。また、課程修了の認定は、大学院委員会において行っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位論文の評価基準は、各研究科の学位論文審査基準に定められ、審査手続きは大学院学位規程に定められている。

受理要件を満たした論文は、各研究科内の予備審査を経て論文審査と最終試験が行われる。その結果は大学院委員会において認定され、それに基づいて学長より学位が授与される。

評価基準は、オリエンテーション等で学生に周知を図っている。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

それぞれの研究科において、研究科長及び専攻主任（言語文化研究科、音楽文化研究科）、コース主任（児童学研究科、音楽文化研究科）が確認し、成績評価を行っている。

また、教員に、担当科目中の主たるもの一科目（学士課程及び専門職学位課程の科目を含む）についての成績評価報告書の提出を義務付け、教員自らが成績評価の在り方について検証する仕組みとなっている。

学生は、成績評価に対して、異議がある場合には、所定の書式を用いて教務課に申し出ることができる。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

当該教職大学院は、理論と実践を融合させた実学を提供し、幼児・小学校教育の現場で生きる力と教育職者にふさわしい人格の育成に努め、広く社会に貢献することを目指し、また同時に専門性を高められるように、2コースを開設している。

「幼児教育コース」は、全国の教職大学院の中では唯一の幼児教育に特化した教育課程を提供しているコースで、幼稚園教育の課題を的確に把握し、この分野において将来、指導的地位に立ち得る有能な人材の育成を目指している。「児童教育コース」は、校長経験者と研究者教員が協同して、実地に即した小学校教員・指導者の育成に当たっている。

両コースとも必置の5領域、即ち①「学校教育と教員の在り方に関する領域」、②「教育課程の編成・実施に関する領域」、③「各教科等の実践的な指導方法に関する領域」、④「生徒指導・教育相談に関する領域」、⑤「学級経営・学校経営に関する領域」を設け、領域ごとに共通科目として必修の基本科目が配置され、これが全体の基礎部分を構成している。その上で④と⑤を当該教職大学院の特色となる重点領域としており、④の領域においては5科目、⑤の領域においては6科目がそれぞれのコースに選択科目として配置されている。

また、各領域の科目を学ぶに際して、すべての学生にあてはまる「一般目標」と現職の教員であるか学部修了者であるかの教職歴の違いに応じて「到達目標」が領域ごとに示されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

現職者を中心とした学生のニーズ及び教育界の要請に配慮して運営されており、これらに関する配慮の事例としては、今日の学校教育をめぐる課題を念頭に置いて重点領域を設定、教育実習と授業科目の関連付け、豊富な現職経験を有する実務家教員と教育界の豊かな実績をもつ研究者教員との連携が挙げられる。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-8-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院生一人一人が目指す研究テーマに合わせた複数指導体制をとるとともに、指導教員が研究活動の進み具合をチェックし、必要な指導を行っている。すべての科目において、実務家教員と研究者教員が連携して指導に当たり、理論と実践の融合した教育を実現している。

また、当該研究科では、各年次において履修登録できる単位数を原則として26単位を上限としている。これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

平成22年度には最初の修了者9人を輩出しており、その内訳は幼児教育コース7人、児童教育コース2人であり、既にそれぞれの職域において活動している。

このことは、千葉県及び千葉県教育委員会をはじめ、千葉県松戸市、茨城県取手市教育委員会、さらには千葉県及び近隣都県の幼稚園教育界等からの期待にこたえるものである。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものとなっていると判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

理論と実践との融合を図り、高度の専門性と実践的指導力を育成するために、新しい教育方法を積極的に開発・導入しており、例えば、必要・用途に応じてワークショップ、シミュレーション、ロールプレイング、プレゼンテーション等の方法を活用することにより、学校教育現場等で発揮できる実践的力量を培うとともに、教育効果の情報交換や授業参観による研究会等を実施し、教員相互の技術の向上を図っている。

授業形態は、「演習・基礎演習」、「特論」、「事例研究」及び「実践研究・実践演習」の4種類を基本とし、学生はいずれかの重点領域を選択し、必要に応じてワークショップやロールプレイング等の方法も活用して、学習を進めている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

学生が履修計画を作成し、履修の進捗状況を把握するために、シラバスが掲載された『履修と実践研究の手引き』を作成し、全学生及び教員に配付し、ガイダンス等でその活用を求めている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-10-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

現職の教員でもある学生が個人の学習環境やキャリアプランに基づき無理なく学べるように、あらかじめ修業年限を選択し申し出ることにより、3年又は4年にわたって学べる長期履修学生制度を取り入れている。

また、勤務形態に応じたフレキシブルな履修計画を立てることができるようにするため、大学院設置基準第14条の教育方法の特例を適用した教育課程も実施している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-10-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

修了認定の基準は、現職教員は、少なくとも 10 年経験者研修修了程度の力量を有していること、また学部修了者は少なくとも初任者研修修了程度の基礎の上に、自立した教員として、教え学び続ける能力があることとしており、『履修と実践研究の手引き』に記載して学生への周知を図っている。

また、成績評価の方法は授業内容によって異なるが、『履修と実践研究の手引き』の授業計画（シラバス）の各末尾に「到達目標、成績評価の方法と採点基準」の欄を設け、科目ごとにこれを詳細に記載して学生への周知を図っている。

成績評価は担当教員が行い、担当事務の集計の後、単位の認定は研究科委員会が行い、修了認定は大学院委員会が行っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

研究科長及びコース主任が確認し、成績評価を行っている。

また、教員に、担当科目中の主たるもの一科目（学士課程及び大学院課程の科目を含む）についての成績評価報告書の提出を義務付け、教員自らが成績評価のあり方について検証する仕組みとなっている。

学生は、成績評価に対して、異議がある場合には、所定の書式を用いて教務課に申し出ることができる。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 5 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 21 年度に文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマ B】学生支援推進プログラム」に採択された「社会の中の「わたし」発見プロジェクト～時事問題を通して～」においては、時事問題を立体的に理解できるよう配慮しており、学生の社会人・市民としての社会的責任の自覚を高め、就職等のミスマッチを防ぎ、人間関係における耐性を形成している。

【改善を要する点】

- 大学院博士後期課程においては、音楽文化研究科を除いて、シラバスが作成されていない。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

当該大学では、平成15年に「教育の質マニュアル」を策定（平成21年改訂）し、自己点検評価委員会の統括の下に、「授業計画」（シラバス）の点検による「授業計画の質」の管理、成績評価の点検による「成績評価の質」の管理、さらに担任指導の点検による「担任による学生サポートの質」の管理を恒常的に行っている。

また、教育の質の管理について、例えば、児童学部では、平成22年度に掲げた「基礎学力の向上」計画が結果として「情報の共有」にとどまったことを踏まえ、平成23年度には「事前学習での活用」を新たな具体的施策として策定している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

標準修業年限内の卒業（修了）率は、平成22年度において、学士課程で76.1%、博士前期課程で81.4%、博士後期課程で40.0%、専門職課程で69.2%となっている。

また、教育職員免許状取得者、管理栄養士国家試験合格者を多数輩出しており、平成22年度では、高等学校教諭（一種）73人、中学校教諭（一種）64人、小学校教諭（一種）151人、幼稚園教諭（一種）353人、栄養教諭（一種）29人、養護教諭（一種）61人が免許を認定されており管理栄養士国家試験には80人が合格し、合格率87.9%であった。このほかに、保育士、司書教諭、学芸員、栄養士、食品衛生監視員、食品衛生管理者、音楽療法士等の資格を取得する者が多い。

卒業（修了）論文については、各学部・学科及び研究科・専攻で発表会等を行っており、それぞれの要求水準を満たす教育効果を上げていることが確認されるが、博士論文を例にとると、学会誌への掲載（児童学研究科では2編）等の受理要件を満たすレベルの教育効果及び学習成果を上げている。

全国唯一の通信制博士後期課程（児童学研究科）では、ほぼ毎年度修了者を輩出している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学部及び大学院教職研究科（専門職大学院）において授業評価（「授業アンケート」）を実施している。学期ごとに授業期間終了時にマークシート形式で行い、原則として全科目を対象としている。

集計結果は担当教員に送付され、教員はそれを承けて、任意の一科目について「授業アンケートの結果の考察」を提出することになっている。これらは、毎年度発行の『明日の教育を目指して』に掲載され、公開されている。

これに掲載されている平成22年度前期（依頼教員数174、科目数354、アンケート集計数15,595）の大学全体での平均点は、10段階評価で学生の授業への取組の自己評価7.33に対して、授業への評価は7.74、同年度後期（依頼教員数163、科目数311、アンケート集計数13,210）は、学生の授業への取組の自己評価7.37に対して、授業への評価は7.87となっており、いずれも学生による評価が上回っており、かつ満足度も高い。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程卒業生の各年度末での進路の確定は、例年90%を超えている。児童学部においては、その多くが教育関係（小学校・幼稚園）、福祉関係（保育所）に就職しており、平成21年度の実績は、小学校88人、公私立幼稚園140人（全国の私立大学中1位）、公私立保育所167人（全国の私立大学中1位）である。また、人間栄養学部では、栄養士としての就職が顕著である（平成22年度54人）。

平成22年度における就職希望者数695人のうち、就職者数は613人で就職率88%（教育系98%、企業系69%）である（平成23年4月1日現在）。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

大学学士課程及び短期大学部卒業生に対し意識調査を実施し、「卒業生の意識調査報告」として公表している。

満足度について、「満足している」、「どちらとも言えない」、「満足していない」の3段階で調査した結果、学生生活全般での満足度では、73.2%、23.8%、3.1%となっており、授業に対する満足度は、講義系では44.1%、47.0%、8.7%、実技・実験・実習系では58.7%、33.9%、6.5%となっている。

幼児教育系はほぼ100%が学校推薦であり、幼稚園、保育所との長年の信頼関係により、多くの卒業生が採用されている。これは幼稚園、保育所の期待に卒業生が十分にこたえているためと考えられる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 幼稚園、保育所への就職者が極めて多い。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生オリエンテーション、在学生オリエンテーションを毎年4月に実施し、教育課程の内容、履修計画の作成、履修方法について説明している。

平成23年度を例にとると、新入生オリエンテーションについては、第2日に全員を対象とした科目履修方法の概要を説明し、さらに学部・学科別に授業内容の説明及び履修指導を行っている。また、在学生については履修登録及び進級・卒業基準についての説明を行っている。

また、児童学部では「教育課程（履修要項）」において、履修モデルを提示し、科目選択の参考としている。

大学院についても、ほぼ同様の履修指導及び修了基準等の説明を行っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

当該大学では、各学科の専攻・コースごとにクラスを編成し、担任の教員を置く「クラス担任制」を採用している。担任は、学生生活における指導・助言、科目履修の方法や成績についての指導・助言、保護者など家庭との連絡等に当たっており、クラスアワー（クラス担任によるミーティングの時間、大学から経費支援あり）、研修旅行時のミーティング、さらには担任オフィスアワーでの個人面談等を通して学生のニーズに応じた支援が行われている。また、各クラスには学生が務める委員が置かれ、担任と協力してクラスアワーの企画運営等を行っており、委員から担任に学生側のニーズが伝わる仕組みとなっている。

大学院では、コースアドバイザーや指導教員（複数指導制）による日常的な研究生活に関する相談が行われている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

通信教育課程の学生には、履修科目及び課程の登録や、教材について詳細に記載した『履修と学習の手引』を配付している。

学生からの質問については、まず、電話での問合せによって用件を確認し、そのうえで質問票を大学事務局に提出してもらう。質問票の内容に応じて、回答は教員又は事務局が記述し、本人に送付している。

これらのことから、通信教育を行う課程において、学習支援、教育相談が適切に行われていると判断する。

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

障害のある学生については、入学試験前において事前相談を行い、保健体育等の実技への参加が不可能な学生に対して、見学することで単位の認定を行うなどの配慮をしている。また、全学共通科目として障害に関する授業科目を開設し、障害のある人々への理解を深めている。

留学生については、履修計画等への助言指導等の修学上の支援を、学士課程ではクラス担任が、大学院課程ではアドバイザーが中心になって行っている。

社会人学生(大学院課程)については、長期履修制度の適用を可能とする教育課程運用が行われている。

東日本大震災の被災者には、3月16、17、19日に予定されていた平成22年度後期の追試・再試験を延期している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自習スペースとして自習室を設け、平日の7時から19時まで(夜間主コースの学生は21時30分まで)、休日の8時から17時まで開放している。

また、児童学部と音楽学部のピアノを履修する学生のためにそれぞれピアノ練習室を設けている。前者は240台のピアノを配置し、平日の7時から19時まで(夜間主コースの学生は21時50分まで)と休日の9時から17時まで、後者は26台を配置し、平日の8時30分から19時まで利用可能としている。1人1回30分の利用が可能としており、極めて有効に活用されている。また、学生寮には24台のピアノを設置し、24時間利用可能としている。

パソコンについては、3号館と7号館に計36台、1号館のメディアパークに44台、貸出用ノートパソコン30台を配置し、利用しやすい環境を整備している。また、学生の利用状況によっては、授業のない時間帯にパソコン教室(6教室(パソコン274台))も開放している。

大学院(通学制)のためには、「院生室」が設けられ、個人用のデスク等が用意されている。

なお、セミナーハウス(「春日荘」、長野県佐久市)も学生の自主学習施設として利用されている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

専任の教職員と全学生によって組織される「学友会」(会長等の役員は学生)があり、新入生歓迎会や聖徳祭(学園祭)、震災被災者のための募金活動、さらに前後期のクリーン活動等のイベントの企画、立案、実施に当たっている。

クラブ・同好会は、平成23年4月現在で運動系19団体、文化系58団体が活動している。これらのクラブ・同好会の運営を支援するために、年間350万円の予算が計上されている(平成22年度)。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

生活支援に関する学生ニーズについては、「学生の意識調査」等を基に、学生生活委員会及び学生部が把握し、全般的に支援の体制をとっている。

健康面は、保健センター（教員5人、事務職員2人、看護師1人、他に学部所属の教員である医師7人（うち1人は精神科））を設置し、身体的・精神的健康の管理及び診療を行うとともに、大学生活のQOL（Quality of Life：生活の質）を向上させることを目的として「女子大生のための健康支援講演」を実施している。

進路に関する相談、助言、情報提供のために、キャリア支援室に7人の職員を配置し、学生の志望するキャリアの特性を活かして支援を行っている。予約制で個別の模擬面接を行うほか、エントリーシートや履歴書の添削も随時実施し、大学院進学や編入学の相談も行っており、学生はそれらの機能を活用している。

当該大学は小学校教員、幼稚園教員、保育士を志望する学生が多くいるため、児童学部の教職研究室等で特別講習を実施している。

「セクシャル・ハラスメントの防止指針」を定め、学生便覧に関連情報を記載し、学内の啓発に努めるとともに、保健センター及び学生課を相談窓口としている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生の生活支援については、国際交流委員会と国際交流課が諸手続に関わるサポートのほか、歓迎会や壮行会、さらにはフレンドシップパーティー等を開催している。また、留学生のために大学独自で給付型の奨学金制度を設けており、平成22年度を受給者は学士課程留学生16人中6人、大学院課程留学生8人中2人となっている。

障害のある学生への生活支援については、保健師やカウンセラーが日常的に相談に応じている。

東日本大震災における特別措置については、学生や家族の状況確認を経て、授業料等の学内減免措置、さらに寮宿泊体制の整備（約20人分）等を急遽行った。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

当該大学独自の奨学金制度として、まず入試の成績優秀者を対象とし、在校中も成績により引き続き対象となる授業料減免制度があり、平成22年度は346人が減免措置を受けている。また、AO入試の成績優秀者を対象に、入学金及び入寮費を減免する制度もあり、平成23年度入学者38名、平成24年度入学予定者42名が利用している。

さらに、経済上の理由により学納金の納付が困難となった場合、その一部を貸与する奨学金（聖徳大学後援会奨学助成）、受入及び派遣留学生のための給付型奨学金（聖徳学園川並奨学金）がある。

日本学生支援機構の奨学金については、平成22年度において、学士課程844人（第一種212人、第二種

聖徳大学

632人)、大学院課程28人(第一種19人、第二種9人)、専門職学位課程4人(第一種3人、第二種1人)が支援を受けている。

そのほか、地方公共団体や企業、育英団体等の奨学金も紹介しており、『総合案内』や学生便覧に掲載し、周知を図っている。

さらに、学生募集を支援する入学センターにおいて、キャンパス案内等の業務に学生を従事させ謝金を支払う「学生スタッフ」制度を設けている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 児童学部のピアノ練習室には240台のピアノを設置し、極めて有効に活用されている。
- キャリア支援室の体制を整備し、学生の志望するキャリアの特性を活かして支援を充実させている。

基準8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、松戸キャンパス、三田キャンパス、取手キャンパス（運動場用地）の3つの主要キャンパスを有し、その校地面積は91,033 m²（聖徳大学短期大学部と校地を共用）である。また、校舎等の施設面積は91,009 m²（うち専用部分は11,785 m²、校舎を共用する聖徳大学短期大学部との共用部分は79,224 m²）であり、大学設置基準及び大学通信教育設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

校舎は、8号館（クリスタルホール）を取り囲むように配置され、それぞれが渡り廊下で結ばれており、機能的に整備されている。

また、「他では学べない礼節、リーダーシップ、協調性、そして思いやりの精神を育む」ことを目的として、近隣に学生寮を4寮（定員1,019人）設置し、1・2年次生で自宅と親戚宅以外から通学する者の入寮を義務付けている。

バリアフリーへの対応は、校舎出入り口のスロープや校舎内における昇降機の設置等、校舎の主な部分で完了している。

東日本大震災において一部の建造物で漏水断水の被害があったものの、人身への被害はなく、耐震性は確保されている。ことに免震設計の図書館では書架からの図書資料等の落下が極めて僅少であり、その有効性が図らずも立証された。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

当該大学のネットワーク環境は、学外向け回線として100Mb専用回線の学術系ネットワークSINETと、別に商用プロバイダ経由で100Mbベストエフォート回線の計2回線としている。学内基幹ネットワークは1Gbで、支線も1Gbを可能な配線とし研究室、一般教室、実験室等には情報コンセントを設置している。また、1号館4～8階では無線LANを設置しており、パソコンの持ち込みによる利用が可能となっているなど、簡単にインターネットに接続できる環境が整備されている。

また、学生生活に必要な情報を提供する共通のポータルサイトを開設している。その一部として、学生及び教職員用にウェブ・ポータルが導入され、学務・教務情報システムが稼働している。これは教務連絡、履修状況管理、成績管理、授業支援（学生カルテ、アンケート、出欠管理等）、さらにスケジュール管理等

を行えるもので、重要な学習支援ツールとなっている。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

教職員及び学生による施設・設備の利用については、学生便覧や大学院学生便覧で利用の手続きを明記し、周知を図っている。また、教職員にはウェブサイト上の「サービスのしおり」にも掲載し、いつでも閲覧できるようになっている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館は平成21年9月5日にリニューアル・オープンし、閲覧座席数841席、インターネット利用可能なパソコン60台、日曜日・祝日も利用可能な自習室が設置されている。主な所蔵資料は、図書460,182冊（和書386,109冊、外国書74,073冊）、雑誌2,919種（和雑誌2,293点、外国誌626点）であり、他に視聴覚（AV）資料を収蔵し、オンライン・ジャーナル172種のうち、欧文誌は、Wiley、Springer、Ingenta Connect、Elsevier等から137種が接続可能となっている。また、C i N i iや医中誌WEB等の学術情報データベースも導入している。

図書館の整備及び運営に関する重要事項を審議するため、図書委員会が置かれている。当該委員会では、女子大学にふさわしい資料を系統的に収集するため図書の選定等を行い、年間10,000冊以上の図書等を受入れている。

図書館の開館日は原則月曜日から土曜日（祝日を除く）で、利用者の多い試験期間中や通信制の学生のスクーリング期間中の日曜・祝日も開館している。開館時間は、8時45分から21時30分となっている。平成22年度の入館者数は、246,323人、貸出冊数は49,222冊である。

頻繁に利用される図書を除くほとんどの図書を自動書庫システムに収納することで、閲覧席に加えて、図書館最下階の「メディアパーク」を含め、学生が学習できる専用のスペースをふんだんに確保し、個人ごと、グループごとに寛いだ雰囲気や静寂な環境など多様な環境で能動的に学習することを可能としており、実際に活用されている。また、図書館システムで、個人ごとの利用状況を学内外から確認でき、また貸出・返却状況や文献複写の申し込みもできるようになっている。

館内に新設された「子ども図書館」は“読み聞かせ”の授業の場としても有効活用されており、所蔵する貴重書を中心にした企画展示が定期的に行なわれている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 1・2年次生で自宅と親戚宅以外から通学する者の入寮を可能とする学生寮を完備している。
- 学習支援機能を重視した図書館の整備を行い、学生によって活用されている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

当該大学では、学生部が「学籍原簿」及び「成績原簿」（いずれも永久保存）をはじめとして、各種の教育関係及び学生関係の記録を保存している。ことにISO9001の認証取得過程や定期検査で求められている教育の質管理のために、試験方法や採点の報告に関する記録等の教育の活動実態を示すデータを収集し、集積している。

学生の卒業論文はその要旨を図書館においてデータベース化し、ウェブサイト上で閲覧できるようにしている。

また、教育職員、保育士、栄養士等の諸資格取得のための課程が厚生労働省等の関係官庁により認定されていることから、その求めに応じて関係する授業の「出席記録（出席簿）」も保管している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

観点6-1-③で分析したとおり、学部及び大学院教職研究科（専門職大学院）において授業評価（「授業アンケート」）を実施している。学期ごとに授業期間終了時にマークシート形式で行い、原則として全科目を対象としている。集計結果は担当教員に送付され、教員はそれを承けて、任意の一科目について「授業アンケートの結果の考察」を提出することになっている。

また、毎年度末、全教員に対して「学園長へのレター」の提出が求められ、自己の教育改善の報告とともに、組織的なレベルでの対応が必要な提案も行われており、それらの提案については学長より随時学部長・学科長会や教授会に報告・提案されている。

各学部・学科会は教員からの意見や提案が寄せられる場ともなっており、学部長、学科長等を通じ学部長・学科長会や教授会に報告・提案されている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

ISO9001の認証を維持するための条件として、その定期検査を毎年受けており、指摘を受けた事項については、その原因を明確化し、改善ないしは是正措置を講じている。

平成 22 年度の定期検査の場合では、人文学部生涯教育文化学科において「社会教育主事、学芸員、図書館司書等の諸資格の取得に適用される法的な根拠が授業科目に記載されていない」、また同学部心理学科において「実験器材の数値の正当性を確保する方法が明確でない」、同学部日本文学文化学科において「基礎学力の向上計画についての目標が不明」等の指摘を受けたが、これらに対しては、それぞれの指摘にしたがって、適切に対処している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生による授業アンケートの項目に、授業内容、教材、教授技術等を設けている。このアンケート調査を踏まえて、教員は任意の一科目について「授業アンケートの結果の考察」をまとめており、評価点が5段階で3以下の項目についてはその検討を義務付け、その検討結果を踏まえて「改善の方策」を提示し、前期の「改善の方策」の評価・検討も行うこととしている。授業アンケートの結果は毎年度『明日の教育を目指して』として刊行している。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

I SO9001 に準拠する「教育の質マニュアル」に従って教員の教育能力開発の取組の一環としてFD公開授業を全学的に実施している。これには、参観教員の専門分野を限定しない「一般公開授業」と同一専門分野の教員間で行う「研究グループ授業」の2種類がある。

前者は前期と後期に実施され、兼任を含め、原則として、すべての授業が1か月程度公開される。専任教員には前期と後期に、それぞれ少なくとも2回の授業参観を義務付けている。参観した教員は「公開授業に対する評価表」に授業内容、教材、教授技術等の評価を記述する。授業を担当する教員は、参観教員の「公開授業に対する評価表」を検討して、「一般公開授業報告書」を作成する。この授業報告書を作成する過程を通して、教育指導方法の改善が行われている。

平成 22 年度の改善事例としては、学生への発問の工夫、説明の工夫、板書の工夫等、学生の学習意欲を増進させるための試みが挙げられる。

後者の「研究グループ授業」は、研究分野を同じくする教員間での公開授業であり、前期、後期に各1回実施されている。この「研究グループ公開授業」では、参観した教員は「一般公開授業」と同じ様式の「公開授業に対する評価表」に記述し、公開授業の実施後、教員間で反省会を開く。それを踏まえて公開授業を実施した教員が「研究グループ授業報告書」を作成する。

平成 22 年度の授業改善の事例としては、学生の質問を促すためのイメージしやすい事例（実践例）の提示など、適切な改善が図られている。

これらのことから、FD活動が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者として副手8人を任用しているが、その多くが配属されている人間栄養学部での平成22年度の研修実績を挙げると、「第13回フェクス2010」（3人参加）、「2010 JAPAN CAKE SHOW TOKYO」（2人参加）等があり、いずれも新しい食材の開発やその調理の工夫のための知見を得るために参加している。

また、その他の事務職員も全国大学実務教育協会や私立大学情報教育協会等の外部研修等に参加している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 毎年度末、全教員に対して「学園長へのレター」の提出が求められ、自己の教育改善の報告とともに、組織的なレベルでの対応が必要な提案も行われており、それらについては学長より随時学部長・学科長会や教授会に報告・提案されている。
- 授業アンケートの結果は毎年度『明日の教育を目指して』として刊行し、授業改善に活かされている。
- 専任教員に年2回の授業参観を義務付け、「一般公開授業報告書」を作成する過程を通して、教育指導方法の改善が行われている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成22年度末現在、当該大学の設置者である学校法人の資産は、固定資産88,752百万円、流動資産7,806百万円であり、資産の部合計96,558百万円である。

負債については、固定負債13,287百万円、流動負債5,950百万円、負債の部合計19,237百万円である。また、借入金については、校舎建設及び校地取得に伴うものであり、計画どおりに返済している。その他の負債は退職給与引当金、未払金、前受金、預り金である。

基本金については、当該大学が教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を基本金に組み入れている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の設置者である学校法人の経常的収入は、学生生徒等納付金、手数料、寄付金、補助金、資産運用収入、事業収入等で構成している。平成18年度からの5年間における学校法人の帰属収入は、一時的に減少傾向が見られたが、上昇に転じている。

当該大学の経常的収入としては、学生生徒等納付金、手数料、寄付金、補助金、資産運用収入、事業収入等で構成している。平成18年度からの5年間における当該大学の帰属収入は、一時的に減少傾向が見られたが、上昇に転じている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等は、大学・短期大学、附属学校等、学園の教育機関全体で、私立学校法及び寄附行為に基づき設置者である学校法人の評議員会の意見を聞いた上で、理事会において決定している。

しかし、これら収支計画等は、教職員、学生、保護者等の関係者には十分には示されていない。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に一定程度示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 22 年度末現在、当該大学の設置者である学校法人の収支状況は、資金収支計算書における次年度繰越支払資金 7,483 百万円であり、消費収支計算書における当年度消費支出超過額 4,153 百万円、貸借対照表における翌年度繰越消費支出超過額 31,643 百万円となっている。

当該法人の当年度消費支出超過額については、退職給与引当金の計上基準の変更により過去勤務分を一括計上したこと等によるものであり、収支バランスの健全化に向けて中長期計画に基づき、定員充足、人件費の削減、管理経費の削減等に努めている。また、翌年度繰越消費支出超過額の減少に向けて「5年後のビジョン」を策定し、取り組んでおり、入学者の回復に伴い、収支計画には若干の遅れがあるものの改善に向かっている。なお、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づく当該法人の教育研究に係るキャッシュフローにおいては、平成 22 年度において、「B0」の経営状態となっている。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、中長期の財務計画に基づき、財務調整課が各部門から提出された予算要求を検討し、理事会の審議を経て理事長が配分している。

教育研究活動については、学生生徒納付金の 40~50%を基準に予算配分を行っている。

施設・設備については、現在、大規模な改修や建て替え等の計画はなく、中期改修計画に沿って緊急性、安全性に関する工事を優先して予算配分を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

当該大学では、私立学校法に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書を、事務所に備えて置き、在学生及びその他の利害関係人からの請求があった場合は当該法令に従い閲覧に供しているが、ウェブサイト等に公表はしていない。

なお、教職員及び後援会等に配布している学園報には簡略な消費収支計算書が、また、学校法人のウェブサイトでは、簡略な消費収支計算書、貸借対照表、資金収支計算書が掲載されている。

これらのことから、財務諸表等が必ずしも適切な形で公表されているとはいえないと判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査を行っている。

監事の監査については、監事 2 人が当該法人の財務の状況について監査を実施している。また、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べるとともに、稟議書については、決裁後に内容を確認し、重要案件については意見を述べる事ができる仕組みとなっている。

会計監査人の監査については、私立学校振興助成法に基づき実施している。

監事 2 人のうち 1 人は常勤であり、常勤監事と会計監査人は密接に連携をとっている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 収支に係る計画は、設置する全ての学校の長が構成員となっている理事会・評議員会で審議され、決定されているが、教職員、学生、保護者等の関係者には十分には示されていない。
- 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書が閲覧には供されているものの、ウェブサイト等に公表されていない。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

理事会は9人で構成され、平成22年度は6回開催している。

評議員会は22人で構成され、平成22年度は4回開催している。

学園事務局の下に総務部（総務課、学園史編纂室、人事課）、経理部（経理課、施設管理課）、企画室、秘書室、出版事業課、財務調整課、募金課、情報システム課が置かれ、それらの管理部門に25人を配置し、それぞれの職務を遂行している。

危機管理等に係る体制の整備については、「消防計画書」において防災・防火管理についての必要事項を定め、定期防災・防火訓練を実施しており、東日本大震災の発生時においては敏速な避難体制をとることができた。さらにセキュリティー対策規程において、施設・設備の保全及び情報の安全管理の体制を定め、ことに情報の漏洩や改ざん等の事態に対しては緊急時対応規程によって対処することとしている。

また、公的研究費の取り扱いに関する規程を制定し、研究費等の不正使用を防止する体制をとっている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長の責務は、「校務を司り、所属職員を統督する」（学校法人東京聖徳学園組織規程第6条）と明文化されており、大学の経営と教育研究に関する運営を統括している。

学長は学部長・学科長会及び教授会を主宰し、大学運営上の重要事項や教育研究上の重要事項について諮問し、審議を求めている。

また、副学長（1人）、学長補佐（6人）が学長を補佐する体制となっている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学内2か所に「提案箱」(Campus Suggestion Box)を設置し、学生・教職員は意見や要望、提言等を記名式で投函できるようになっている。この提案箱は定期的の開函され、投函者には関係部局より回答している。具体的改善例としては、全学共通科目として行われているシリーズコンサートでの学生のマナー改善や、資格取得のための教育課程の整備等がなされている。

管理運営面に関わるものでは、情報環境及び自習環境の整備等の要望があったが、「検討する」あるいは「実施未定」との回答が多い。

各学部・学科の教員会は教員からの意見や提案が寄せられる場ともなっており、学部長、学科長等を通じ学部長・学科長会議や教授会に報告・提案されている。

平成22年12月13日の理事会・評議員会における学外理事・評議員による人文学部改組についての意見や指摘も踏まえて、新たに心理・福祉学部の設置準備に至っている。また、平成20年度に志願者・入学者が大幅に減少した際に、入学実績のある高等学校の進路指導部教諭インタビューを行い、増加校と減少校との対比を基に、問題点を摘出し、その結果を改善に反映させている。例えば、「大学の特色が見えない」、「制服の義務化が固く暗いイメージを与えている」との意見に対しては、通学可能圏である千葉県、埼玉県を中心に広報活動を行い、フォーマルスーツの着用は式典等に限ることとしている。これらの対応により、志願者・入学者は、平成21年度には、わずかながら増加の傾向を示し、平成22年度及び平成23年度には大きく増加している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

私立学校法に基づき、監事は常勤1人、非常勤1人が置かれ、法定の職務のみならず監査法人との連携等に当たっている。

このことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

幹部職員及び一般職員に、内部での階層別研修を実施するとともに、大学経理部課長相当者研修会、新規人事・厚生担当者向け実務講習、私立大学庶務課長会合研修会等の外部で行われる各種の研修にも積極的に参加させている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

「学校法人東京聖徳学園寄附行為」の定める基本方針により、管理運営に関する諸規程は、学校法人東京聖徳学園組織規程の第3章「教学部門」の第1節「大学」及び第4章「事務部門」において学長以下の役職者の任務と選任方法について定め、また学校法人東京聖徳学園事務分掌規程によって事務組織の任務について定めている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

毎年「年次報告書」を作成し、その年次に収集されたデータや情報を逐次蓄積してきている。

教員の教育研究、社会貢献、管理運営実績や、学生の教育、進路、入学試験、附属施設等の活動状況、各種委員会の開催状況等学内の諸活動を網羅している。

「年次報告書」は教員系及び事務系のサイトからアクセスできるほか、教員の研究業績や社会貢献については外部からも閲覧できるようになっている。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

「年次報告書」の作成作業の中で、自己点検・評価を行い、教員系及び事務系のサイトで公開するとともに、図書館に配架して閲覧に供している。

また、ISOの認証に必要な毎年度実施される定期検査のために、「マネジメント・レビュー」(9001)及び「環境報告書」(14001)を作成しているが、これは大学事務局(全体と各部・課)、各学部・学科からの前年度の活動実績の自己評価とそれに基づく年度計画から成っている。「環境報告書」は、ウェブサイトで公表している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による検証が実施されているか。

ISOの定期検査によって教育の質及びその環境についての検証を受け、また、平成20年度にその前年度の自己点検・評価に基づいて、大学基準協会による「大学評価」(認証評価)を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

ISOの定期検査においては、9001及び14001の要求事項に適合しているとの審査結論(assessment outcome)を得ているが、一部の部門で「PDCAサイクルがまだまだ上手く回っていない」との改善意見や、「本来の業務に焦点を当てて、そこから環境側面を抽出すること」等のアドバイスを受けている。これらの意見やアドバイスについては、次年度の定期検査に向けて改善の計画に組み入れている。

大学基準協会による評価においては、「必ず実現すべき改善事項」として、入学定員及び収容定員の充足率、学士課程及び大学院課程担当教員の資格認定、さらに財務状況についての指摘を受け、これらについての改善状況の報告をしている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判

聖徳大学

断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

当該大学では、学校教育法施行規則の改正を承けて、既に、平成22年12月1日までに、同規則の規定する大学における教育研究活動の状況やその成果に関する情報をウェブサイト上で公表している。

このことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 聖徳大学

(2) 所在地 千葉県松戸市

(3) 学部等の構成

学部：児童学部、人文学部、人間栄養学部、音楽学部

研究科：児童学研究科（博士前・後期）、言語文化研究科（博士前・後期）、臨床心理学研究科（博士前・後期）、人間栄養学研究科（博士前・後期）、音楽文化研究科（博士前・後期）、教職研究科（専門職学位課程）

附置施設等：児童学研究所、言語文化研究所、生涯学習研究所、生涯学習社会貢献センター、保健センター、情報処理教育センター、AO入試研究センター、心理教育相談所、聖徳大学オープンアカデミー、聖徳大学オープンアカデミー音楽研究センター、川並記念図書館、聖徳博物館

関連施設：聖徳大学短期大学部、聖徳大学幼児教育専門学校、聖徳大学附属女子高等学校、聖徳大学附属取手聖徳女子高等学校、聖徳大学附属女子中学校、聖徳大学附属取手聖徳女子中学校、聖徳大学附属小学校、聖徳大学附属幼稚園、聖徳大学附属第二幼稚園、聖徳大学附属第三幼稚園、聖徳大学附属浦安幼稚園

(4) 学生数及び教員数（平成23年5月1日現在）

学生数：学部 7,396 人（通信教育 3,686 人含む）、大学院 218 人（通信教育 87 人含む）

専任教員数：236 人（学長を含む）

助手数：36 人

2 特徴

現代の日本社会は少子高齢社会を迎え、大学への進学率は50%を大きく上回り、高等教育の「ユニバーサル時代」の到来とともに、多様な学生が多様な大学教育を受ける時代となった。本学園では、このような時代の変化に的確に対応するため、短期大学部、学部、大学院の教育組織を拡充してきた。大学院では発足時の児童学研究科、言語文化研究科に加えて、現在では臨床心理学研究科、人間栄養学研究科、音楽文化研究科、さらに教職研究科が開設され、しかも教職研究科（専門職学位課程）を除いてすべてに博士後期課程を備えた5研究科体

制に拡大している。学部は、かつての人文学部一学部を発展的に改組拡充し、現在では、児童学部児童学科、人文学部社会福祉学科・心理学科・生涯教育文化学科・女性キャリア学科・英米文化学科・日本文化学科、人間栄養学部人間栄養学科、音楽学部演奏学科・音楽総合学科の4学部10学科を擁している。短期大学部もまた保育科と総合文化学科として、教育環境や教育内容の整備充実を図っている。

沿革

川並香順・孝子夫妻が昭和8年東京の大森に聖徳家政学院・新井宿幼稚園を創立して以来、本学園は、一貫して幼児教育・女子教育に力を注いできた。幼稚園から始まり、小、中、高等学校、短期大学から四年制大学、さらに大学院を擁する総合学園として、「和」の精神を建学の理念とし、社会に通用する人間としての能力の育成と、人格の形成、“心”の教育にあたってきた。

学園は戦時中の東京空襲により、建物、教育教材などすべてを失い、焼け野原の中から復興に当たってきた。昭和40年、千葉県松戸の地に聖徳学園短期大学の設置が認可され、高等教育機関としての短期大学が発足し、「家政科」と「保育科」が開設され、「保育の聖徳[®]」を築き上げる基となった。その後、女性の高学歴化が進み、四年制大学への志向が強くなるのに応えて、平成元年12月、聖徳大学人文学部の設立が認可され、児童学科、日本文化学科、英米文化学科が設置された。

これ以降、人文学部は児童学科、社会福祉学科、心理学科、生涯教育文化学科、現代ビジネス学科、外国語学科、英米文化学科、日本文化学科、人間栄養学科、音楽文化学科の10学科へと拡充し、それぞれが発展する社会のニーズに対応する教育を展開してきた。その後、平成20年度には、人文学部児童学科は児童学部、音楽文化学科は音楽学部、さらに平成22年度には、人間栄養学科は人間栄養部に昇格した。これと平行して、平成10年4月には、児童学研究科と言語文化研究科から成る大学院が設置され、幼稚園から大学院までの一貫した教育組織が完成した。児童学部、人文学部社会福祉学科、日本文化学科、英米文化学科には通信教育課程が置かれ、大学院にはその後、臨床心理学研究科、人間栄養学研究科、音楽文化研究科が増設され、今日に至っている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

聖徳太子の「和」の精神を建学の理念として、教育基本法及び学校教育法に則り、学術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させて、円満な人格を具えた社会人・家庭人としてのよき女性の育成を目的とする（学則第1条）

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学の学則では、「和」の精神を建学の理念とし、学校教育法の規定するところに則り、大学の目的を明確に定め、さらに各学部の学科は、各専門領域に応じた目的を定めている。また、本学の学則では、学校教育法の規定するところに則り、大学院の目的を明確に定め、さらに各研究科・専攻の目的についても大学院学則において明確に定めている。「学生便覧」等を学生教職員に配布して周知を図り、また教育上の目的は学外サイトに掲載して、社会に広く公表している。

ことに、本学の児童・保育の教育は、「保育の聖徳[®]」として、広く社会に認知されている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学は建学の精神及び教育の目的・目標に基づき、また社会の要請に応えるための学部、学科を設置している。

本学における教養教育は、全学共通科目として多様な科目群から構成され、開設科目の設定と調整及びその実施運営については、全学教務委員会が責任をもって対応している。大学院においては、建学の精神及び教育研究の目的・目標に基づいた研究科・専攻及び課程を設置しており、これらはその目的を達成する上で適切な構成となっている。

また、附属の幼稚園、学校、研究所、センター、その他の施設において、学生の学習生活への支援、教員の教育活動へのサポートを豊かに展開しており、それぞれの附属施設の大学教育への貢献については、附属幼稚園における教育実習、学生の卒業・修了研究のデータ収集、附属研究所における研究発表への機会の提示、センターにおける学生の学習・生活支援などが多岐にわたって機能している。

本学の教授会は、学長の諮問によって原則として月 1 回開催され、教務及び学生生活に関する重要審議事項を審議決定している。教授会での決定事項は、各学部・学科の教員会や全体教員会に報告されている。大学院に関する事項については、大学院委員会において審議・決定している。教務委員会は第 2 条に構成員で構成され、所要の回数の開催により、学士課程の教育課程の運営に関する事項を実質的に検討している。

基準 3 教員及び教育支援者

本学は、主要な授業科目に専任教員（教授）を配置することを教員組織編制の基本的な方針とし、学部長、学科長等による教育研究に係る適切な責任体制が確保されている。学士課程を担当する教員は大学設置基準に定められた必要数を満たし、主要授業科目を専任の教授が担当することも含め、教育課程を遂行するために必要な教員を確保している。その上で、短期大学や専門職大学院所属教員の兼担体制をとることで、充実した教育体制が敷かれている。

また、大学院課程（専門職学位課程を除く）を担当する研究指導者数及び研究指導補助教員数は、大学院設置基準に定められた必要数を満たし、教育課程を遂行するために必要な教員を確保している。専門職学位課程を担当する専任教員数は専門職大学院設置基準に定められた必要数を満たし、教育課程を遂行するために必要な教員を十分に確保している。また、教育課程の運営に必要な教育支援者が適切に配置され、TA等の教育補助者の活用も図られている。

さらに、教員の年齢や男女別の構成は学部によって差異はみられるが、任用に多様な形態を採り入れることで、教員組織の活動をより活性化させている。ことに、若手教員における女性教員の比率は高い。専任教員の採用に当たっては、専任、兼任（非常勤講師・助手）研究上の実績だけでなく、学生指導上の能力及び専門分野に関連する社会的活動についても精査している。大学院の担当の認定にあたっては、それぞれの課程にお

聖徳大学

いて基準を整備し、適切な運用がなされている。教員の教育活動に関する評価は、研究及び管理運営に関する評価と併せて定期的実施されており、その結果把握された事項については、これを処遇に反映させるなどの取組が行われている。

なお、学部及び大学院教職研究科においては、担当教員個人の授業に関連する研究成果（教科書等を含む）、また大学院（教職研究科を除く）においては、担当教員の研究成果に関連する研究成果が発表されており、その意識化については若干モDESTではあるものの、教育内容等と関連する研究活動が行われている。

基準4 学生の受入

本学の求める学生像及びアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）に基づいて、すべての学部・学科、研究科では、それぞれの分野の特色や教育目標に応じた独自のアドミッション・ポリシーを明確に定めており、入試要項やホームページ上で広く社会に公表し、様々な機会に周知を図っている。

本学では、多様な入学者選抜を行っているが、ことに学士課程の推薦入試においては、各募集単位（学部・学科等）の特色に応じて、科目試験、作文、面接試験などの多様な方法を採用し、専門分野で必要とされる資質・学力を評価し判定している。留学生、社会人、編入学生の受入に関しても、それぞれの学部・学科で、選抜方法を定め適切に実施している。また、大学院課程と専門職学位課程においては、各研究科等で一般選抜と特別選抜（私費留学生、社会人等）の選抜実施方法を定め、アドミッション・ポリシーに沿って選抜を行っている。本学における入学者選抜は入試・学生募集対策検討委員会により一元的に統轄されており、その実施は公正かつ厳正に行われている。

さらに、本学では、アドミッション・ポリシーを踏まえて入学者選抜試験結果の分析や入学者の追跡調査等を行い、入学者選抜方法改善の基礎データとして活用している。その結果として、AO入試及び推薦入試の予定者には、入学前学習を義務づけている。大学院課程においても、各研究科等において個別に調査・分析を行い、それに基づいて改善が行われている。

なお、学士課程、編入学、大学院課程における入学定員の充足については、学部、研究科で過不足等の差異があることから、入学定員の見直しを行い、通信教育課程を含め、充足率を上回る学部・研究科では入学試験の厳格化、充足率を下回る学部・研究科では募集や修学面の対応を行った結果、大学全体としては著しい改善の傾向を示している。

基準5 教育内容及び方法

学士課程では、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を明確に定め、シリーズ・コンサートや研修合宿旅行などを織り込んだ聖徳教育などの特色ある共通教養教育を基礎に体系的な専門教育カリキュラム編成を行い、それに基づいて学位を授与している。各学部学科では、文部科学省の大学教育・学生支援プログラムにも採択されるなど、学生のニーズや関連産業界、さらには社会からの要請を配慮して教育課程の編成や授業内容を構案している。履修登録にあたっては単位の上限を設定し、成績評価にGPA制度を導入し、また大学設置基準の定める年間学修期間及び前後期の授業週数を確保しており、単位の実質化に配慮している。授業の展開にあたっては、ゼミ方式の少人数教育を実施するなど、その特性に応じた多様な授業形態を採用し、それぞれの教育内容に応じた学習指導法の工夫が適切になされている。すべての授業科目に統一した様式によるシラバスが用意され、配布公開されており、教育課程の編成の趣旨に添って適切なシラバスが作成され活用されている。各種のガイダンスでは、予習や復習などの自主学習の必要性について説明し、そのための時間的及び施設的な配慮を行い、また一部の学部や通信教育部では基礎学力の充実を目指した取組が行われている。教育・福祉関係施設を中心としたボランティア活動も活発に展開されている。夜間課程については、その授業時間を確保し、昼間課程の全授業科目を受講可能とし、教員に夜間主の授業担当を求めるなどの適切な指

導体制がとられている。通信課程では、教科書を用意し、スクーリングでは直接指導教員や科目担当教員が学習の経過を確認し、それに基づいた指導を与えている。成績評価基準及び卒業認定基準に従って作成された学部・学科の判定案に基づき、教授会において卒業認定等が適切に実施されている。また、成績評価の偏りを是正し、また評価の変更の可能とする体制がとられており、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられている。

大学院（博士前期・後期課程）では、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を明確に定め、体系的なカリキュラム編成を行い、それに基づいて学位を授与している。各研究科・専攻においては、学界や社会等の要請、それに学生のニーズ等を吟味したうえで、教育課程の編成を行っている。また、大学院でも、所定の学修期間及び授業期間を確保しているほか、研究指導においても個別指導などの緊密な体制をとっており、単位の実質化に配慮している。授業科目は、演習科目を中心に、実験・実習の形式が、通信教育（児童学研究科）では通信及び面接の形式が採用され、また、そのそれぞれの教育内容に応じた学習指導法の工夫がなされている。すべての授業科目にはシラバスが作成され、学生に配布されており、活用されている。これによって、大学院生が自らのニーズに合わせた柔軟な履修プランを立てることが可能となり、またそれに応じた指導が行なわれている。通信課程（児童学研究科）では教科書を用意して教科指導を行い、面接授業では指導教員や科目担当教員が学習の経過を直接確認し指導を与えている。研究指導体制については、学生の研究テーマに即した複数教員指導体制をとり、さらに研究や論文作成の進捗状況を適宜チェックするなどの指導体制も整備され、計画的に運営されている。その結果、博士前期課程はもちろん後期課程修了者もほぼ毎年度輩出している。なお、大学院学則及び大学院履修規程において大学院として成績評価基準及び修士課程認定基準を定め、これに基づいて成績評価及び修了認定を適切に実施しており、学位論文に係る評価基準は各研究科の各課程毎に定め、これはオリエンテーション等で学生に周知している。評価の変更を可能とする体制がとられており、意見の申し立ての手続きは制度化されてはいないものの、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられている。

専門職大学院教職研究科授業科目の内容は、教育者にふさわしい人格と専門性を高めるための教育課程が体系的に編成されており、現職者を中心とした学生のニーズをはじめとして広く教育界の要請に配慮して構成されている。履修にあたっては、所定の学修期間及び授業期間を確保しているほか、登録単位の上限設定を行い、単位の実質化に配慮している。そもそも、本研究科の開設にあたっては地元及び近隣都県の教育界から教育課程とその内容に期待と要望が寄せられており、昨年度には最初の修了者を出し、当該職業分野の期待にこたえるものになっている。授業の展開にあたっては、理論と実践との融合を図り、高度の専門性と実践的指導力を育成するために、新しい教育方法を積極的に開発・導入しており、「演習・基礎演習」「特論」「事例研究」「実践研究・実践演習」などの多角的な授業形態をとっている。シラバスは、すべての授業科目について作成され、学生に配布されており、活用されている。さらに、長期履修学生制度及び大学院設置基準第14条特例の適用等により、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割が設定されている。大学院学則においては、修了認定基準を明確に定め、シラバスに科目毎の成績評価基準をあらかじめ示すこととしており、それらの基準に基づいて成績評価及び修了認定が適切に行われている。なお、評価の変更を可能とする体制がとられており、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられている。

基準6 教育の成果

教育目的の達成状況の検証については、「授業計画の質」、「成績評価の質」、さらに「担任による学生サポートの質」の管理が恒常的に実施されるなどの適切な取組が行われている。

教育の成果や効果については、学生からの詳細な意見聴取で大学全体で約8割の学生から好評価を得ている

ことや、標準履修年限内の卒業状況や教員免許、管理栄養士などの資格取得状況、そして学部等の教育内容に対応した進路の状況等の実績から、さらには卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果からみて、十分な状況にある。

基準 7 学生支援等

ガイダンス（オリエンテーション）では、全学及び教育組織ごとに学年別の教育課程の内容、履修計画の作成、履修方法について説明されており、学習支援に関する学生のニーズについても、担任制やアドバイザー制の活用により、学習相談、助言、支援が適切に行われている。

通信教育課程の学生、また障害をもつ学生、留学生、さらには社会人学生などの特別な支援を行うことが必要と考えられる学生に対しては、学習相談や教育相談など、教育の効果的な実施のための学習支援が適切に行うことのできる状況にあり、また必要に応じて適切な学習支援が行われている。自主学習の促進のために、自習室やピアノ練習室、さらに各号館フロアにPCを配置するなどの自主的学習環境も十分に整備され、これらは効果的に利用されている。

一方、生活支援等に関する学生のニーズは適切に把握されており、さらに健康、生活、進路、そして各種ハラスメント等に関する教員・事務職員による相談・助言体制が整備され、適切な対応を行っている。学生のサークル活動や自治活動等の課外活動への支援も、経費的な支援も含めて円滑に実施されている。

なお、被災者関連の学生、留学生、障害をもつ学生などの特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等も必要に応じて適切に行われている。また、入学試験とリンクした独自の奨学金制度を整備している。

基準 8 施設・設備

教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されている。校地及び校舎の規模は大学設置基準を満たしており、また学生寮を完備しているほか、施設・設備のバリアフリー化及び耐震化への配慮もなされている。さらに、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されている。これらの施設・設備の運用に関する方針は明確に規定され、教職員及び学生に周知されている。

図書館は最新の設備と利用環境を有し、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集・整理され、また「こども図書館」も開設されており、これらは有効に活用されている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の状況については、その活動の実態を示すデータや資料等を適切に収集し、蓄積している。その基礎となる情報は、個々の教員が学生による授業結果や教員相互の授業評価を通して、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っている日常的な教育活動においてはもちろん、「提案箱」や「学園長へのレター」等で教職員及び学生の意見の聴取によっても収集蓄積され、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされている。

ことに、ISOの検査における指摘への対処の過程においては、教育の質の向上、改善に向けての努力が具体的かつ継続的に行われ、教員の教育能力開発への取り組みが適切な方法で実施され、組織としても教育の質の向上や授業の改善に結び付いている。なお、教育支援者や教育補助者に対しては、学内外の諸研修への積極的な参加を通して、教育活動の質の向上を図り、その資質の向上を図るための取組が行われている。

基準 10 財務

「よりよい教育はよりよい教育環境から」の経営理念に基づき、大学の目的に沿った教育研究活動が安定して遂行できる固定資産及び流動資産を有しており、債務は教育研究の安定的な遂行にとって過大なものではない。また、入学生の増加による学生生徒等納付金等の収入増、補助金及び寄付金等の獲得によって、教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入も継続的に確保されている。帰属収支については一時的に支出超過となっているものの、キャッシュフロー上の収支は収入超過となっている。したがって、支出超過の規模は過大ではないと判断する。教育研究活動に対して必要な教育研究環境の整備充実及び、教育研究経費のための資源配分は適切に実施されている。これらの教育研究活動を円滑に運営するための財務上の基礎を確立するため、適切な収支に係る中長期計画を策定し、理事会の承認を受け、関係者に明示している。なお、会計監査は独立監査人により学校法人会計基準に則り適正に実施されており、さらに法人の財務諸表等は一般の閲覧に供し、またウェブ上で概要を公表している。

基準 11 管理運営

大学の管理運営のための組織及び事務組織は適切な規模と機能を有しており、また防災や情報管理などの危機管理等に係る体制も整備されている。大学の管理運営においては、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。「提案箱」は十分に活用されているといえないが、大学の構成員、その他学外関係者のニーズも的確に把握し、優秀とされた事務職員の表彰など、適切な形で管理運営に反映させている。監事は法定業務のほか、諸会議・諸行事に出席・参加するなどの役割を果たしている。

また、職員には能力向上のための研修に積極的に参加する機会を与えるなどの資質の向上のための取組が組織的に行われている。明確に規定された管理運営に関する方針に従って学内の関係諸規程を整備するとともに、大学構成員に明確にこれを示している。

大学の活動状況に関するデータや情報は適切に収集・蓄積されており、これらは教員及び事務職員が必要に応じて活用できる状況にある。「年次報告書」を作製する過程では、これらの資料やデータ等に基づいて大学の活動の総合的な状況についての自己点検・評価が行われ、その結果は印刷物とされ、大学内及び社会に公開されている。自己点検・評価の結果については、複数の外部者（第三者）による検証に付され、その評価結果に基づいた改善のための取組が行われている。

大学における教育研究活動の状況やその活動の成果に関する情報は、法令の改正に先立って、わかりやすく社会に発信されている。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201203/daigaku/no6_1_1_jiko_seitoku_d201203.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準2		授業計画 (シラバス)
基準4		大学案内 (総合案内) 入試ガイド 大学院入試要項 平成23年度 4月生・10月生 学生募集要項 (通信教育課程)
基準5		学生便覧：P70～P71 (単位互換制度・単位認定制度)、P71～P73 (国際交流) 学生便覧：P70 (GPAについて) 授業計画 (シラバス) 平成22年度 授業時間割 (後期)、平成23年度 授業時間割 (前期) 学生便覧：P165～P167 (学生ボランティア活動認定制度) 学生便覧：P77～P84 (図書館の利用について)、P92～P93 (自習室・ピアノ練習室の使用について) 履修と学習の手引 履修と研究の手引き (通信教育) P4 (履修方法 I 授業の形態) 履修と研究の手引 SEITOKU 大学院案内2011 履修と実践研究の手引き P16 ほか 履修と実践研究の手引き P18
基準7		学生便覧：P14～P15 (学事日程) 大学院学生便覧：P48～P50 (学事日程) 履修と学習の手引：P4～P5 (学事日程) 履修と実践研究の手引き：P1 (学事日程) 履修と学習の手引：P202、巻末 (質問票様式) 履修と研究の手引：P8、巻末 (質問票様式) 学生便覧：P92～94 (自習室) 学生便覧：P101～P105 (課外活動 (クラブ・同好会など)) 学生便覧 P9、P60～P61 (ハラスメント関係) 学生便覧 P118 (聖徳学園川並奨学金) 学生便覧：P114～118 (受入奨学金の種類) SEITOKU 総合案内 2012：P170 (「SEITOKU 奨学支援制度」)
基準8		学生便覧：P53～P54 (学生寮)、P76～P95 (関連施設) 学生便覧：P76 (IT・AV 施設 (情報処理教室など)) 学生便覧：P86～P88 (施設設備の利用) 履修と学習の手引：P207～P208、P214～P222 (施設設備の利用、通信課程) 年次報告 平成21年度版：P367～P369
基準10		平成22年度 財産目録

	<p>平成 22 年度 貸借対照表 1990 (H2) ～2010 (H22) 年度 貸借対照表 貸借対照表関係財務比率 採択制補助金一覧 75 周年記念事業募金入金状況 5年後のビジョン (財務計画) 平成 22 年度 消費収支計算書 1990 (H2) ～2010 (H22) 年度 消費収支計算書 消費収支計算書関係財務比率 平成 22 年度 資金収支計算書 2006 (H18) ～2010 (H22) 年度 キャッシュフロー計算書 平成 23 年度 予算書 東京聖徳学園 学園報 独立監査法人の監査報告書 監事の監査報告書</p>
--	--